

第9期角田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

1 計画の基本的な考え方

2040年には「現役世代の人口急減」とともに認定率が高くなる85歳以上の人口がピークを迎えることも見込まれており、今後は高齢者が役割や生きがいを持ち、地域の中でともに助け合いながら日常生活を送っていくことが求められています。

この計画では、国・県の動向、市の現状を踏まえ、現役世代が急減することが見込まれている2040年の中長期的視点に立ち、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を目指し、地域の実情に応じた施策・サービスの持続可能性を確保します。また、まちづくりの一環である地域包括ケアシステムを角田市関係各課一丸となって深化・推進していきます。

2 計画の体系

【角田市第6次長期総合計画 基本理念】 ともに生き、活かし合うまちづくり

【基本理念】

ともに生き、活かし合うまちづくり



【基本目標】

I 元気で自立した生活を目指して

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、地域での自主的・積極的な介護予防・健康づくりを推進します。また、心身ともに健康な状態を維持していくため、生きがいづくりや社会参加、生活環境の整備に取り組みます。

II みんなで支え合うまちづくりを目指して

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるため、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の連携強化、緊急時等も踏まえた地域における助け合い・支え合いの支援体制づくりを推進します。また、高齢者が安心して暮らせるよう、認知症施策の推進と虐待防止等の権利擁護に取り組みます。

III 持続可能な介護保険制度を目指して

支援が必要な高齢者が、必要に応じて適切な介護サービスを利用でき、自立支援・重度化防止につながるよう、介護サービスの充実と介護保険事業の健全な運営に取り組みます。



【重点事項】

地域包括ケアシステムの推進

【重点取組事項】

- (1) 地域ケア会議の推進
- (2) 生活支援体制整備事業の強化
- (3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

3 重点取り組み事項

(1) 地域ケア会議の推進

- 連絡調整機能の強化:地域包括ケアシステム全体のコーディネート・連絡調整を行うための会議を設置
- 課題解決機能の強化:4会議体を課題解決方法の検討・地域課題の共有する役割として明確化
- 個別事例の検討:地域課題の抽出、個別困難事例の解決、多職種の連携強化

(2) 生活支援体制整備事業の強化

- 生活支援コーディネーターの活動強化(第1層):市職員が生活支援コーディネーターを行い、庁内連携を円滑に進め、特に自治センターや行政区長等との連携を強化
- 生活支援コーディネーターの活動強化(第2層):社会福祉協議会に生活支援コーディネーター業務を委託し、今までのノウハウやネットワークを有効活用した事業を展開
- 生活支援体制整備事業に関する会議:協議体を設置し、地域課題の把握、課題の優先度合の整理、具体的な課題解決の方法について検討

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

- 疾病予防・重症化予防の推進:国保データベース等により健康課題者を把握し、個別支援
- 生活機能低下予防事業の推進:関係機関との連携強化・情報共有、介護予防について周知啓発
- 「通いの場」への積極的関与:医療専門職が介入し保健指導や健康教育・相談を行い、フレイル予防

■地域包括ケアシステムの構成要素と重点事業

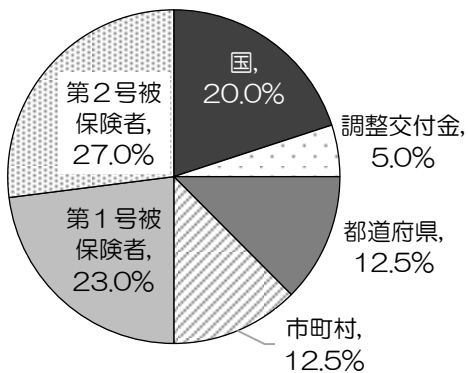


4 介護保険給付費の財源

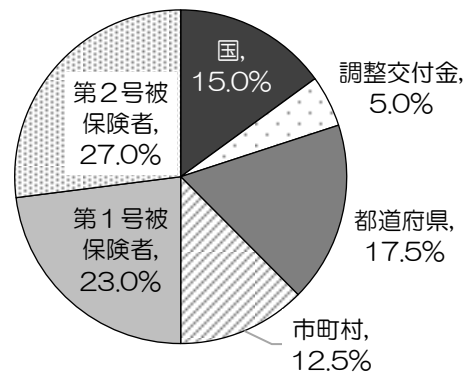
介護保険事業に係る費用は利用者負担(1割(一定以上の所得がある人は2割または3割))を除いた給付費の2分の1を公費で負担し、残りの半分は保険料が充てられます。

また、保険料は第1号被保険者(65歳以上の者)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)の平均的な一人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています(下図参考)。すなわち、公費分を除く給付費(給付費総額の2分の1)を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分するという考え方が基本となっています。さらに、地域支援事業費についても、下記の負担割合が定められており、第1号被保険者は23.0%となっています(下図参考)。

■ 居宅サービス負担割合

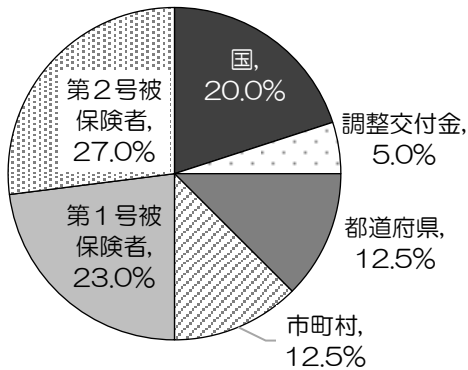


■ 施設サービス負担割合



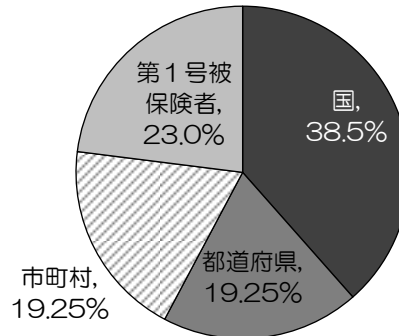
■ 地域支援事業費

〈介護予防・日常生活支援総合事業〉



■ 地域支援事業費

〈包括支援事業・任意事業〉



5 第9期 介護保険料（令和6年度～令和8年度）

■所得段階別保険料

所得段階	保険料割合	第9期保険料	
		月額	年額
第1段階	基準額×0.455 ※ (0.285)	2,639 円 ※ (1,653 円)	31,600 円 ※ (19,800 円)
第2段階	基準額×0.685 ※ (0.485)	3,973 円 ※ (2,813 円)	47,600 円 ※ (33,700 円)
第3段階	基準額×0.690 ※ (0.685)	4,002 円 ※ (3,973 円)	48,000 円 ※ (47,600 円)
第4段階	基準額×0.900	5,220 円	62,600 円
第5段階	基準額	5,800 円	69,600 円
第6段階	基準額×1.200	6,960 円	83,500 円
第7段階	基準額×1.300	7,540 円	90,400 円
第8段階	基準額×1.500	8,700 円	104,400 円
第9段階	基準額×1.700	9,860 円	118,300 円
第10段階	基準額×1.900	11,020 円	132,200 円
第11段階	基準額×2.100	12,180 円	146,100 円
第12段階	基準額×2.300	13,340 円	160,000 円
第13段階	基準額×2.400	13,920 円	167,000 円

※消費税による公費を投入した軽減措置後の保険料割合及び保険料